

## (2) 緊急時態勢（原子力災害）

原災法では、原子力災害の発生又は拡大を防止するための組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織による発電所緊急時対策本部の設置及びそれを統括管理する原子力防災管理者の選任並びに原子力事業者防災業務計画の作成・届出を義務付けている。

原子力防災管理者の職務は、原子力緊急事態に至る可能性のある事象が生じた場合の通報連絡の他、緊急時態勢の発令、要員の召集と発電所緊急時対策本部の速やかな設置、緊急時態勢への原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置の実施指示、並びにその概要の関係箇所への報告である。

通報連絡については、原子力事業者防災業務計画に基づき国（内閣官房、経済産業省、文部科学省等）、福島県、関係市町村、警察署、消防本部等の関係機関に対して、発電所からファックス装置を用いて一斉に送信する。さらに、経済産業省（原子力防災課）、福島県（原子力安全対策課）、所在町（生活環境課等）についてはその着信を確認する。これ以外の連絡先については、電話にてファックスを送信した旨を連絡する。確認については、本店と発電所で分担して実施する。 【添付5-1】

原子力発電所において異常が発生した場合、機器の動作状況等を確認し、予め定められた手順に従った操作を行う判断は基本的に当直長が実施する。また、発電所の緊急時対策本部を統括管理する発電所対策本部長には原子力防災管理者である発電所長がその任にあたることと原子力事業者防災業務計画で定めており、発電所緊急時対策本部を支援する本店緊急時対策本部は、社長が本店対策本部長になり統括管理を行うこととしている。なお、社長が不在の場合には副社長または常務取締役の中から選任することとしている。

発電所の緊急事態に対する応急復旧計画の立案と措置、並びに事故拡大防止に必要な運転上の措置等の実施は、原子力防災管理者である発電所長に権限があり、本店緊急時対策本部の本部長（社長）は発電所緊急時対策本部への人員や資機材等の支援にあたる。また、発電所と本店は常時TV会議でつながれており、情報を共有しながら重要な事項について本店は適宜、確認・了解を行う。

具体的な事例としては、福島第一1号機の対応において、格納容器ベントを実施するにあたっては、放射性物質を放出する重要事項であったことから、発電所長の判断に加え、社長の確認・了解を得るとともに、国へも申し入れを実施した。また、同様に、1号機の原子炉注水について淡水注入から海水注入に切り替える判断についても、発電所長が準備を指示し、社長がこれを確認・了解している。

